

魚津市制施行70周年記念協賛事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市が令和4年4月1日に市制施行70周年を迎えることに伴い、市民又は市内で活動する団体若しくは事業所等が実施する事業について、魚津市制施行70周年記念協賛事業の名義及び魚津市制施行70周年記念シンボルマークの使用を希望する場合、市が協賛することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協賛事業)

第2条 この要綱において「協賛事業」とは、市民又は市内で活動する団体若しくは事業所等が実施する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施し、完了するもの
- (2) 公共の福祉の向上に寄与すると認められるもの
- (3) 公序良俗に反しないもの又は反するおそれがないもの
- (4) 営利又は商業宣伝等を主たる目的としないもの(ただし、収益金の全部又は一部を公共の福祉の向上に資する事業等に寄附することがあらかじめ定められているものを除く。)
- (5) 政治的又は宗教的な活動でないもの
- (6) 専ら当該団体の構成員の親睦のために行われるものでないもの
- (7) その他、次の要件を全て満たし、市が協賛等を行うことが適切かつ有意義と認められるもの
 - ア 主催者の行事遂行能力が十分であると認められること。
 - イ 開催及び開設にあたって、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられていること。
 - ウ 入場料、参加料、出展料等の費用を主催者が徴収する場合については、事業内容及び規模からみて適当と認められること。

(協賛内容)

第3条 市は、協賛事業の承認を受けた者に対し、次に掲げる事項を認める。

- (1) 「魚津市制施行70周年記念協賛事業」の名義使用
- (2) 「魚津市制施行70周年記念シンボルマーク」の使用
- (3) 市ウェブサイト等市広報媒体による周知

(申請)

第4条 協賛事業の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、魚津市制施行70周年記念協賛事業承認申請書(様式第1号)に、当該行事の実施要項、募集要領その他行事の概要がわかる書類を添えて当該行事

の開催初日の1月前までに市長に提出しなければならない。

(承認)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、受理した日から15日以内に承認又は不承認の決定を行い、魚津市制施行70周年記念協賛事業承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 協賛事業の承認期間は、第2条に定める実施期間内で承認の日から当該行事終了の日までとし、6月を限度とする。ただし、行事の性質上やむを得ない場合はこの限りではない。

(協賛事業の変更等)

第6条 協賛事業の承認を受けた者は、当該承認の決定後に申請書に記載した事項を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに市長に申し出なければならない。

(承認の取消し等)

第7条 市長は、協賛事業の承認を受けた行事が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 第2条に規定する基準を満たさないことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な処置を求めるものとする。

3 第1項の取消しによって協賛事業の主催者に損害が生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(事務処理)

第8条 協賛事業の承認に関する事務は、企画部企画政策課において行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

魚津市制施行70周年記念協賛事業承認申請書

年 月 日

魚津市長 へ

申請者 住所
団体名
代表者名
電話番号

魚津市制施行70周年記念協賛事業の承認を受けたいので、魚津市制施行70周年記念協賛事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

行事名		
主催者名		
連絡責任者名 及び電話番号		
行事内容	目的	
	概要	
	開催日時	
	開催場所	
	参加予定人数	
その他特記事項		

※行事の実施要領、募集要領、収支予算書等、その他行事の概要がわかる資料を添付すること。

※団体の規約、会則等を有する場合は添付すること。

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

魚津市制施行70周年記念協賛事業

承認
不承認

通知書

様

魚津市長

印

年 月 日付けで申請のあった、魚津市制施行70周年記念協賛事業の承認については、魚津市制施行70周年記念協賛事業実施要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	承認 不承認
行事名	
承認期間	
承認条件 (不承認の理由)	
担当課等	魚津市 課 係 電話番号